

令和2年11月20日

令和元年度における施設従事者等による虐待の状況について

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律及び児童福祉法に基づき、令和元年度における施設従事者等による虐待の状況等について、次のとおり公表する。

1 障害者福祉施設

県内の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実確認件数 2件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	男性(1人)	男性(1人)
	年齢階級	55～59歳	45～49歳
	障害種別	知的障害	身体障害
虐待の類型		身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別		生活介護	施設入所支援
虐待を行った従事者等の職種		生活支援員(1人)	生活支援員(1人)
虐待に対して採った措置		再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導

(参考) 令和元年度 障害者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位:件)

区分内訳	障害者福祉施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数	29	82	111	
うち障害者虐待	2	36	38	
身体的虐待	2	16	18	
性的虐待	0	1	1	
心理的虐待	0	18	18	
放棄・放置	0	15	15	
経済的虐待	0	15	15	

※区分別内訳には重複がある。

2 養介護施設

県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 10件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	男性(1人)	女性(1人)	女性(1人)	男性(1人)	女性(1人)
年齢階級	65歳未満	95~99歳	85~89歳	75~79歳	85~89歳	
要介護状態	要介護3	要介護4	要介護3	要介護1	要介護3	
虐待の類型	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	
施設等の種別	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	
虐待を行った従事者等の職種	看護職員 (1人)	介護職員 (3人)	介護職員 (1人)	介護職員 (1人)	介護職員 (1人)	
虐待に対して採った措置	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員の研修の実施や適切な記録の作成等を指導	利用者ごとの適切な処遇や発生時の速やかな対応の周知徹底を指導	身体拘束は緊急やむを得ない場合を除きと行わない等を指導	

被虐待者の状況	性別	男性(1人)	女性(1人)	男性(3人) 女性(10人)	女性(1人)	女性(1人)
年齢階級	75~79歳	85~89歳	65~69歳(1人) 70~74歳(1人) 75~79歳(2人) 85~89歳(3人) 90~94歳(4人) 95~99歳(2人)	90~94歳	80~84歳	
要介護状態	要介護1	要介護1	要介護3(4人) 要介護4(7人) 要介護5(2人)	要介護4	要介護4	
虐待の類型	心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待	
施設等の種別	介護付有料老人ホーム	認知症対応型 共同生活介護	特別養護老人ホーム	短期入所生活介護	認知症対応型 共同生活介護	
虐待を行った従事者等の職種	介護職員 (1人)	介護職員 (1人)	介護職員 (22人)	介護職員 (1人)	介護職員 (1人)	
虐待に対して採った措置	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	・介護保険法に基づく处分 ・入所者の立場に立ったサービス提供等を勧告	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	再発防止に向けた職員の研修の実施等を指導	

(参考) 令和元年度 高齢者虐待の通報・届出とその確認の状況

(単位：件)

	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
通報・届出件数	37	513	550	
うち高齢者虐待	10	271	281	
区分別内訳	身体的虐待	8	185	193
	放棄・放任	0	63	63
	心理的虐待	5	110	115
	性的虐待	0	2	2
	経済的虐待	0	61	61

※区分別内訳には重複がある。

3 社会的養護関係施設等

県所管の社会的養護関係施設等の従事者等による被措置児童等虐待の事実確認件数
0件

ホーム

くらしの情報

観光・イベン
ト

事業者情報

市政情報

ホーム > 各課の窓口

事業者指導課

新型コロナウイルス感染症対策の手引きは
事業者指導課ホームページに掲載しています。
様式集はホームページをご確認ください。

各様の直通電話番号はこちら

お知らせ

新型コロナウイルスに
関して

介護保険事業所 トップペー
ジ

障害者・障害児の事業所
トップページ

新型コロナウイルスに関して

› 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続
支援事業 [2021年2月8日]

› 「岡山市新型コロナウイルス感染症に係る介護従事者慰労金」のご案内
[2020年12月22日]

› 新型コロナウイルスに関する通知等の周知について [2020年12月21日]

› 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引き
[2020年9月29日]

› 【重要】新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、モニ
タリングへの対応方針 [2020年2月27日]

お問い合わせ

保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

所在地: 〒700-0913 岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階

電話: 086-212-1012 ファクス: 086-221-3010

[お問い合わせフォーム](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

ホーム > 事業者情報 > 事業を営んでいる方 > 介護・障害事業者 > お知らせ

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引き

[2020年9月29日] ID:23179

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます



新型コロナウイルス感染症の集団発生の防止に向けた組織的な仕組みづくりについて

添付ファイル

 [新型コロナウイルス感染症の集団発生の防止に向けた組織的な仕組みづくりについて（依頼） \(PDF形式、216.75KB\)](#)

 [施設内、職場内での感染拡大を防ぐために \(PDF形式、396.95KB\)](#)

 [PCR検査体制の拡充に係る事業主向けQ&A \(PDF形式、115.42KB\)](#)

 [一般事業者向け新型コロナウイルス感染症Q&A \(PDF形式、856.18KB\)](#)

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引について

この度、岡山市新型コロナウイルス保健・衛生対策本部において「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引」を作成しました。

この手引きは、施設から保健所に寄せられた主な質問に対しての回答や、患者発生時の初動対応のフローチャート等を掲載しています。

- 1) 日々の感染症対策
- 2) 患者発生時の対応
- 3) 施設内集団感染発生時の対応のフェーズに分け、新型コロナウイルス感染症対策の考え方とそれぞれのフェーズに合わせてお使いいただけるツールをまとめています。

施設によって、対象や規模、形態も様々ですが、それぞれの施設で適宜施設に合った内容に変更しながらご活用してください。

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引

 [\(1\)社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引き.docx \(59.41KB\)](#)

 [\(2\)様式 \(1\) アからウ 新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート.docx \(22.57KB\)](#)

お知らせ

- › [地域密着型サービス運営委員会の委員の募集](#)
- › [新型コロナウイルスに関する通知等の周知について](#)
- › [介護プロフェッショナルキャリア段位制度について](#)
- › [社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引き](#)
- › [介護ロボット普及促進事業のおしらせ 令和2年度（後期）](#)
- › [介護保険施設等における災害時の避難計画の作成及び訓練の実施について](#)
- › [介護保険最新情報（岡山県ホームページ） \[別ウィンドウで開く\]](#)
- › [【重要】新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、モニタリングへの対応方針](#)
- › [令和2年度 介護職員交流事業の中止について](#)
- › [望まない受動喫煙の防止のための取り組みについて](#)
- › [ハンドル形電動車椅子安全利用に関する知識・技能について](#)

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

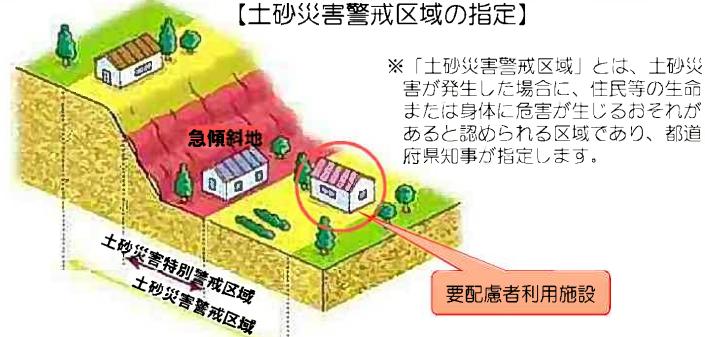
浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。

【浸水想定区域の指定】



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。

【土砂災害警戒区域の指定】



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

要配慮者利用施設とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

(社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

(学校)

- | | | |
|------|---------|--------------------|
| ・幼稚園 | ・義務教育学校 | ・特別支援学校 |
| ・小学校 | ・高等学校 | ・高等専門学校 |
| ・中学校 | ・中等教育学校 | ・専修学校（高等課程を置ぐもの） 等 |

(医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※義務付けの対象となるのは、これら要配慮者利用施設のうち、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

1

避難確保計画の作成

※国土交通省水管理・国土保全局のホームページに「避難確保計画の作成の手引き」を掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保**を図るために必要な次の事項を定めた計画です。
 - 防災体制 ➢ 避難誘導 ➢ 施設の整備 ➢ 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛隊組織の業務（※水防法に基づき自衛隊組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置
 - 関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。

➢ 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要な指示をする場合があります。
➢ 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、**多くの方々が避難訓練に参加**することで、**より実効性が高まります**。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施**することが重要です。



問い合わせ先

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関するご質問
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関するご質問

洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域等については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関するご質問

水防法関係 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL : 03-5253-8111 (代表) URL : <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/index.html>

ver4.2 (H29.6.19)

国水環防第32号
国水砂第109号
老高発0224第2号
子子発0224第1号
社援保発0224第1号
障障発0224第1号
令和3年2月24日

各都道府県水防担当部（局）長 殿

各都道府県砂防担当部（局）長 殿

都道府県

各 指定都市 民生主管部（局）長 殿

中核市

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長

（ 公 印 省 略 ）

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局高齢者支援課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省社会・援護局保護課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

（ 公 印 省 略 ）

社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検実施について（依頼）

平成29年度に水防法等の一部が改正され、水防法第15条の3又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第8条の2に基づき、市区町村地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられています。

また、社会福祉施設等については、関係法令において、非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施の義務づけ等がされており、社会福祉施設等の非常災害対策に万全を期するよう、

別添のとおり、所管施設の非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況について速やかな点検等をお願いしているところです。

昨年の令和2年7月豪雨は、九州を中心に全国で大きな被害をもたらしましたが、その中でも熊本県球磨村の特別養護老人ホーム「千寿園」は、事前に避難確保計画を作成し、更には年2回避難訓練を実施していましたが、施設が水没し、入所者70名のうち14名が亡くなるという痛ましい被害が生じました。

この被害を受け、厚生労働省と国土交通省は共同で、有識者による検討会^{*1}を設置し、高齢者福祉施設の避難の実効性を確保するための方策を検討しているところです。この検討会において、避難における多くの課題が確認されており、検討会のとりまとめを受けた対応策については、改めて周知させていただきますが、出水期に備え、別紙を参考に社会福祉施設^{*2}に対して避難確保計画（非常災害対策計画と一体的に作成されているものを含む。以下同じ。）について緊急点検を実施し、必要な改善を行っていただくよう、貴管内市区町村へ働きかけをお願いします。また、緊急点検を実施した施設からの相談について助言等の対応を、貴管内市区町村に依頼していただくよう、併せてお願いします。

なお、貴管内市区町村が点検を依頼した施設数及び助言を実施した施設数、助言内容について、とりまとめ報告いただきますよう別途お願いする予定です。

なお、本件依頼は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

※1 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

厚生労働省 HP https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_520284_00015.html

国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan/index.html

※2 地域防災計画に位置づけられる要配慮者利用施設のうち、社会福祉施設（これに類する施設を含む）を対象とする。

具体的には、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、これらに類する施設とする。

集団給食施設の設置者・管理者のみなさまへ ～食品衛生法改正に伴う対応をお願いします～

「食品衛生法等の一部を改正する法律」が平成30年6月13日に公布され、集団給食施設に対して次のことが義務付けられましたのでお知らせします。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」の概要はこちらをご覧ください。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000024354.html>



対象施設は、**1回の提供食数が20食以上**の給食施設です

①HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の実施（令和3年6月1日まで）

「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従って衛生管理を実施している場合、**新たな対応は必要ありません。**

②食品衛生責任者の選任（令和3年6月1日まで）

食品衛生責任者とは、HACCPに沿った衛生管理などを行う食品衛生上の管理運営にあたる人のことです。

調理師や栄養士等の免許※1を持っている方は食品衛生責任者になることができます。免許を持っていない方は、（一社）岡山県食品衛生協会が開催している**食品衛生責任者養成講習会※2**を受講することで食品衛生責任者になります。

※1 食品衛生責任者の資格要件

医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、調理師、製菓衛生師
栄養士、船舶料理士など

※2 開催予定については、保健所までお問い合わせください。
詳しくは「食品衛生責任者養成講習会について」をご覧ください。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000016361.html>



③保健所への届出（令和3年11月30日まで）

【届出期間】**令和3年6月1日から11月30日まで**

【届出方法】食品衛生申請等システム (https://ifas.mhlw.go.jp/faspub/_link.do)
によるオンライン届出もしくは別添の届出様式の提出
※オンラインでの届出にご協力ください。

【届出事項】届出者の氏名、施設の所在地、営業の形態、主として
取り扱う食品等に関する情報、食品衛生責任者の氏名等



【注意事項】**施設の調理業務を外部事業者に委託をしている場合は届出不要**
（受託事業者は飲食店営業の許可を受ける必要があります）

ノロウイルス食中毒

予防のための4原則



©岡山県「ももっち」

冬場は特に気をつけたいノロウイルスによる食中毒
ノロウイルスは感染力が非常に強いため要注意
4原則をしっかり守って、ノロウイルスを撃退しましょう

つけない

手洗いは2度洗いで
念入りに！

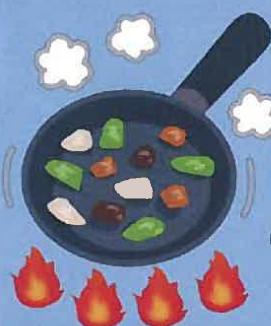


©岡山県「ももっち」

- 食中毒予防にまずは手洗い
- 手洗いの詳しい方法は裏面をチェック

やっつける

中心部までしっかり
加熱！



- 目安は 85°C~90°C
90秒以上
- しっかり加熱すればウイルスは死滅します

持ち込まない

健康管理が大事！



©岡山県「うらっち」

- 下痢や嘔吐などの症状がある時は、食品に直接触れる作業は控えましょう
- ウィルスを持っているつもりで毎日の健康状態の確認、記録をつけましょう

拡げない

こまめに清掃、消毒！



©岡山県「ももっち」

- ノロウイルスには次亜塩素酸ナトリウムが効果的です
※アルコールによる消毒はあまり効果がありません

- 作り方は裏面をチェック

手はしっかり丁寧に2度洗い!

③～⑧は
30秒が目安です。

①指輪・時計を外し、
流水で洗う



②手洗い石けんを付ける



③十分泡だてる



④手のひらと甲を5回
以上洗う



⑤指の間を5回以上洗う



⑥親指を5回
以上洗う



⑦指先を5回以上洗う
また、爪ブラシを使った洗浄



⑧手首までしっかり洗う



⑨流水でしっかりすすぐ



⑩ペーパータオルで
しっかり拭取る



⑪アルコールを
しっかり噴霧する



⑫乾燥するまで
しっかり揉み込む



②～⑨を
もう一度
繰り返そう

©岡山県
「きじっち」

ノロウイルスには次亜塩素酸ナトリウムの希釀液が有効です

- 家庭用の次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系漂白剤からでも作れます。
- 次亜塩素酸ナトリウム(原液)の表示をよく読み、濃度や使用期限を確認しましょう。
- 希釀液は、作り置きはせず、使用的都度作りましょう。

表示の使用上
の注意を守って
作ってね。

食器、調理器具等の消毒や
拭き取り
200ppmの希釀液

おう吐物等で汚染された
ものの消毒
1000ppmの希釀液

原液の濃度	原液の量	水の量	原液の量	水の量
12%	5ml	3L	25ml	3L
6%	10ml	3L	50ml	3L

©岡山県「うらっち」

腸管出血性大腸菌感染症 O157を防ぎましょう!

1 腸管出血性大腸菌O157について

特徴

① 感染力が強い

食べ物にごく少量ついていても感染します。

タオルの共用や入浴などにより人から人へ感染する危険があります。

② 乳幼児・高齢者がかかると重症になりやすい

体の抵抗力の弱い乳幼児や高齢者では、この菌が大腸で増殖する際に作りだす「ペロ毒素」と呼ばれる猛毒のために、まれに「溶血性尿毒症症候群(HUS)」になります。

③ 長い潜伏期間

潜伏期間が2~9日間と長く、感染源が特定されにくいのが特徴です。また、そのために汚染された食品と分からぬまま流通してしまったり、調理器具や水などを介して食べ物に菌がうつる(二次汚染)などして感染が広まる危険があります。

夏だけの病気じゃないんだよ



腸管出血性大腸菌O157とは?

一般に大腸菌は人の大腸などに住み、通常は害を与えません。しかし大腸菌の中には食中毒などの原因となるものがあり、これらを総称して病原大腸菌と呼んでいます。病原大腸菌のうち、O26、O111、O157などは、腸管内でペロ毒素という出血性下痢の原因となる毒素を作るため、「腸管出血性大腸菌」とも呼ばれています。



2 主な症状

- ① 強い腹痛
- ② 下痢（通常の下痢～頻回の水様下痢）
や血液の混ざった便
- ③ 発熱や吐き気

下痢の時には水分補給を！

下痢で体内の水分が不足すると、脱水症状を起こしてしまいます。経口補水液、お茶でしっかり水分補給をしましょう。



自己判断で下痢止めは飲まない！

下痢止めは毒素が体内に溜まってしまうことがあるので下痢止めなどの市販薬は飲まないようにしましょう。

3 感染経路

腸管出血性大腸菌O157は、①菌が付いた食べ物や飲み物と一緒に口から体内に入ります。

②タオルの共用や入浴などにより、患者の便中の菌が手を介して家族などにうつります。

感染を防ぐには…

詳しくは裏面を見てね！

① 食品に菌がつかないようにする

手洗い 石けんを使って流水で30秒以上洗いましょう。

洗う まな板・包丁 洗剤を使ってよく洗い、熱湯をかけたり、塩素系漂白剤（ハイター・ブリーチ・・はし・ふきん ピューラックスなど）で消毒しましょう。

まな板 肉・魚など生もの用と、野菜・調理済み食品用とを使い分けましょう。

はし 生肉を扱ったはしで他の食品を扱わないようにしましょう。

② 食品の菌を殺す

腸管出血性大腸菌O157は熱には弱く、75℃で1分間以上加熱すれば死にます。肉は表面だけでなく、中心部までしっかりと火を通してましょう。



肉の特殊加工について

肉の筋や繊維を切るなどの特殊な加工をして、肉をより柔らかくしたり（テンダライズ処理）、おいしく味をつける加工（タンブリング処理）がされていることが多くなっています。この処理で、食肉表面の微生物汚染が内部に入る恐れがあるため、中心部までの十分な加熱が必要です。

ご相談はお気軽に

岡山市保健所保健課

感染症対策係 086-803-1262

■ 北区中央保健センター 086-803-1265

■ 東区保健センター 086-943-3210

■ 北区北保健センター 086-251-6515

■ 南区西保健センター 086-281-9625

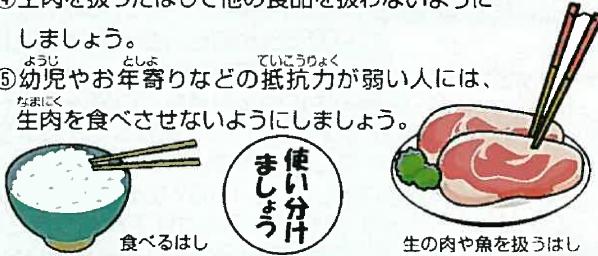
■ 中区保健センター 086-274-5164

■ 南区南保健センター 086-261-7051

■ 北区北保健センター御津・建部分室 086-722-1114

●腸管出血性大腸菌O157を防ぐためには●

- ①食品はよく洗い新鮮な材料を使いましょう。
- ②肉はしっかり中心まで火を通しましょう。
- ③冷蔵庫を過信しないようにしましょう。
- ④生肉を扱ったはしで他の食品を扱わないようにしましょう。



食器・調理器具

- ①洗剤でよく洗いよくすすぎましょう。
- ②熱湯または台所用の塩素系漂白剤(ハイター・ブリーチ・ピューラックスなど)で消毒し、よく乾かしましょう。
- ③肉などの生ものは専用のまな板を使いましょう。

ふきん

- ①一日一回は台所用の塩素系漂白剤で消毒しましょう。
- ②よく日に当てるなどして、しっかり乾かしましょう。



食品は

- ①便で汚れた下着・おむつは他のものとわけて洗濯しましょう。
- ②よく日にあてるなどして、しっかり乾かしましょう。



洗濯物は

- ①排便後、トイレットペーパーでぬぐった手で触らず、別の手で水洗レバー等を操作しましょう。
- ②必ず手を洗いましょう。

- ③トイレは常に清潔に掃除し、特に手の触れるところは念入りにしましょう。(ドアノブ、水洗レバー、電気のスイッチなど)



トイレで

手洗いの方法

- ①爪を切りましょう。
- ②石けんを使って流水で30秒以上洗いましょう。
- ★5.6秒水をつけるだけだと、手のしづわの中や爪との間にいる細菌が手の表面に出てきてしまいます。
- ③清潔なタオルやペーパータオルで拭きましょう。



こんな時は特に手洗いをしっかりしましょう

- 1.帰宅時
- 2.調理前や調理中生ものを触った時
- 3.食事前
- 4.トイレの後
- 5.おむつ交換の後
- 6.動物に触れた後



手洗いの方法

- ①早めに医師の診察・指示を受けましょう。
- ②入浴は一番最後にするかシャワーのみにし、混浴を避けましょう。

- ③タオル・バスタオルは共用しないようにしましょう。
- ④プール遊びで家庭用ビニールプールを使用する場合は、他の乳幼児と一緒に使用は避けましょう。

*水のような下痢が長く続く場合などには

- ⑤便で汚れた下着・おむつはゴム手袋を使用して便を流し、塩素系漂白剤(ハイター・ブリーチ・ピューラックスなど)につけておき、他のものと分けて洗濯しましょう。
- ⑥手に便がついた場合、上記の手洗いの方法に逆性石けんや70%アルコールでの消毒を加えましょう。



下痢のときの対処方法

『地域部会』のご案内



岡山市障害者自立支援協議会の専門部会である『地域部会』では、地域のサービス提供事業者や関係機関と連携しながら地域課題に取り組んでいます。

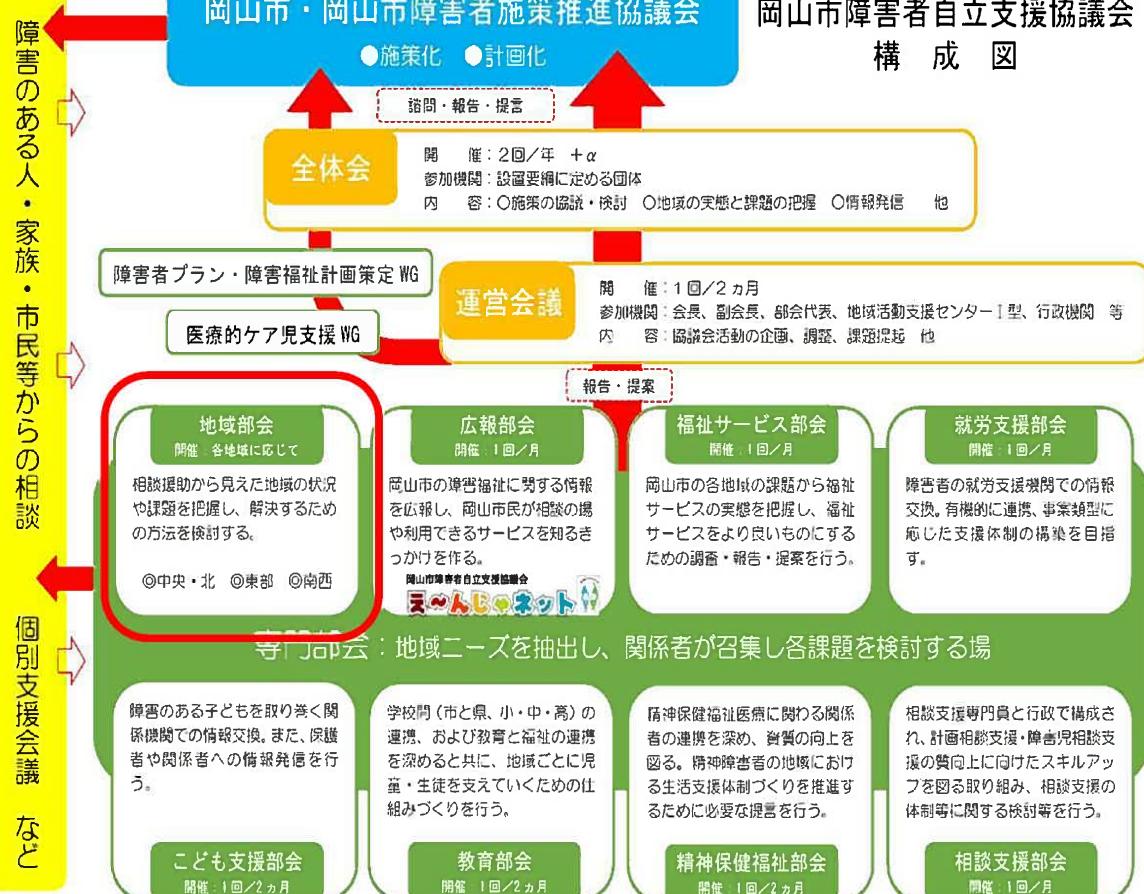
自立支援協議会とは？

障害者の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、相談支援事業をはじめとする地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置。

行政区	福祉区	地域部会
北区	中央	中央・北地域部会
	北	
中区	中	東部地域部会
	東	
東区	南	南西地域部会
	西	

※障害者自立支援協議会地域部会事業所設置場所（区域）と行政区域は必ずしも一致しない。

岡山市障害者自立支援協議会



各部会の紹介



中央・北地域部会

- ・主な事業者
岡山市北区・総社市に所在する事業者
- ・開催頻度等
月1回第3木曜日 13時半～
- ・幹事事業者
地域サポートセンター仲よし
(TEL086-223-1181)

- ・部会からひと言

アットホームで来たく（北区）なる会です。相談支援に関する情報や新しい事業所情報が得られます。
相談支援専門員だって相談したい!!
という声から座談会も始まりました。
先輩相談支援専門員が相談にのってくれますよ!!

東部地域部会

- ・主な事業者
岡山市中区・東区に所在する事業者
- ・開催頻度等
月1回第3木曜日
- ・幹事事業者
①ぱる・おかやま
(TEL086-201-1720)
②旭川児童院
(TEL086-275-4518)

- ・部会からひと言

日頃の支援の悩みを相談できる場です。みなさん優しく教えてくれるので「初歩的すぎて今更質問しづらい・・・」なんてことなく気軽に相談できます。
毎回事例検討をしていて、学びの場になっています。他機関多職種を講師に招いての研修会も開催しています。

南西地域部会

- ・主な事業者
岡山市南区・玉野市・早島町に所在する事業者
- ・開催頻度等
月2回（第2, 第4金曜日）
- ・幹事事業者
岡山南障がい者相談支援センター
(TEL086-259-3888)

- ・部会からひと言

①制度や地域に関する情報交換や課題抽出、②GSV（ケースの検討）、③事業所支援活動やミニ研修などを土台に実施し、サビ管さんとの意見交換や地域移行支援の取り組みも併せて実施しています。
部会を通じて横のつながりを作り、抱え込みを防ぐとともに、相談支援専門員としての質の向上及び支援体制の強化を目指しています。

そのほか、報酬改定や制度に関する情報も盛りだくさんです。
まだ、参加したことがない方や足が遠のいている方は、是非ご参加ください。

2021年4月～

36協定届が新しくなります

※時間外・休日労働に関する協定届

2021年4月から36協定届の様式が新しくなります

36協定届における押印・署名の廃止

- 労働基準監督署に届け出る36協定届について、使用者の押印及び署名が不要となります。

※記名はしていただく必要があります。

36協定の協定当事者に関するチェックボックスの新設

- 36協定の適正な締結に向けて、労働者代表(※)についてのチェックボックスが新設されます。

※労働者代表：事業場における過半数労働組合又は過半数代表者



36協定と36協定届を兼ねる場合の留意事項

- ✓労使で合意したうえで労使双方の合意がなされたことが明らかとなるような方法（記名押印又は署名など）により36協定を締結すること



過半数代表者の選任にあたっての留意事項

- ✓管理監督者でないこと
✓36協定を締結する者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
✓使用者の意向に基づいて選出された者でないこと

新様式？旧様式？

公布日

施行日

2020/12/21

2020/12/22

2021/3/31

2021/4/1

旧様式

旧様式

新様式

新様式により届け出ることもできます。

※施行日までの間であっても、押印又は署名がなくとも届け出ることができます。

※施行日以後は、旧様式に直接チェックボックスの記載を追記するか、チェックボックスの記載を転記した紙を添付して届け出ることもできます。(裏面を参照)



時間外・休日労働が生じるときはどうすればいいの？

- ① 労働者代表と使用者で合意のうえ、36協定（労使協定）を締結

- ② 36協定（労使協定）の内容を36協定届（様式第9号等）に記入

電子申請による
届出が可能

- ③ 36協定届を労働基準監督署に届出

- ④ 常時各作業場の見やすい場所への掲示や、書面の交付等の方法により、労働者に周知

労働者代表



- ①合意のうえ、締結

使用者



- ③36協定届を届出

労働基準監督署



- ②36協定（労使協定）の
内容を36協定届に記入

- ④労働者に周知

36協定届様式のダウンロード

労働基準関係主要様式

検索



そのまま出せる36協定届を作成

スタートアップ労働条件 検索



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子 検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(2020.12)

36協定届の記載例

(様式第9号(第16条第1項関係))

◆36協定で締結した内容を協定届(本様式)に転記して届け出してください。

36協定届(本様式)を用いて36協定を締結することもできます。

その場合には、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが明らかとなるような方法により締結することが必要です。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

労働時間の延長及び休日の労働は必要最小限にとどめられるべきであり、労使当事者はこのことに十分留意した上で協定するようしてください。

なお、使用者は協定した時間数の範囲内で労働させた場合であっても、労働契約法第5条に基づく安全配慮義務を負います。

◆36協定の届出は電子申請でも行うことができます。

◆(任意)の欄は、記載しなくても構いません。

表面

様式第9号(第16条第1項関係)

時間外労働に関する協定届 休日労働

労働保険番号	<input type="checkbox"/>																	
住民登録番号	<input type="checkbox"/>																	
法人番号	<input type="checkbox"/>																	

労働保険番号・法人番号を記載してください。

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)								協定の有効期間																		
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社 〇〇工場		(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号:〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)								〇〇〇〇年4月1日から1年間																		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働させる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数 (任意)										
																					受注の集中	設計	10人	7.5時間	3時間	3.5時間	30時間	40時間	250時間	370時間
																					製品不具合への対応	検査	10人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間
	臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	7.5時間	2時間	2.5時間	15時間	25時間	150時間	270時間																				
	② 1年単位の変形労働時間 により労働する労働者	月末の決算事務	経理	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間																			
棚卸		購買	5人	7.5時間	3時間	3.5時間	20時間	30時間	200時間	320時間																				
事由は具体的に 定めてください。		業務の範囲を細分化し、 明確に定めてください。																												
休日労働	休日労働をさせる 必要のある具体的な事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)	労働させる ことができる 法定休日の日数	労働させる ことができる法定 休日ににおける始業及び終業の時刻	1日の法定労働時間を超える 時間数を定めてください。 1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。 ①は45時間以内、②は42時間以内です。	1年の法定労働時間を超える時間数を 定めてください。 ①は360時間以内、 ②は320時間以内です。																						
																		受注の集中	設計	10人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30							
																		臨時の受注、納期変更	機械組立	20人	土日祝日	1か月に1日	8:30~17:30							

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年3月12日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名

検査課主任

氏名

山田花子

管理監督者は労働者代表にはなれません。

協定書を兼ねる場合には、労働者代表

の署名又は記名・押印などが必要です。

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法によ

る手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

〇〇〇〇年3月15日

旧様式で届け出る場合は、点線枠内の記載を余白に追記するか、点線枠内の記載を転記した紙を添付してください。

使用者

職名

工場長

氏名

田中太郎

協定書を兼ねる場合には、使用者の

署名又は記名・押印などが必要です。

〇〇〇〇年3月15日

労働基準監督署長殿

時間外労働と法定
休日労働を合計した
時間数は、月100時間未満、
2~6ヶ月平均80時間
以内でなければいけません。
これを労使で確認の
上、必ずチェックを
入れてください。
チェックボックスに
チェックがない場合
には、有効な
協定届とはなりません。

中小企業事業主のみなさまへ

「働き方改革」への取り組みを支えるため 労働時間相談・支援コーナー を設置します。

専門の「労働時間相談・支援班」が、以下のようなご相談について、
お悩みに沿った解決策をご提案します。

- 🕒 時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般
- 🕒 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入
- 🕒 長時間労働の削減に向けた取組み
- 🕒 時間外労働の上限設定などに取り組む際に利用可能な助成金



残業時間を減らしたいとは思うけど、
どうすればいいんだろう？

有給休暇をうまく使いたいのは
やまやまなんだけど…

うちの会社の
労働時間制度は
このままで
いいのかな…？

このようにお悩みではないですか？

個別訪問によるご相談にも対応していますので、まずは
お気軽に、お近くの労働基準監督署にお問合せ下さい。



◆ 窓口相談、電話相談どちらでも受け付けていますので、お気軽にご相談下さい。

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

岡山労働基準監督署：086-225-0591
津山労働基準監督署：0868-22-7157
和気労働基準監督署：0869-93-1358

倉敷労働基準監督署：086-422-8177
笠岡労働基準監督署：0865-62-4196
新見労働基準監督署：0867-72-1136

この他にも「働き方改革」に関する様々な支援を実施しています。裏面をご参照下さい。



岡山労働局・労働基準監督署

岡山働き方改革推進支援センターのご案内(0120-947-188)

「非正規雇用労働者の待遇改善」、「弾力的な労働時間制度の構築」、「生産性向上による賃金引上げ」など、人材の定着確保・育成に効果的な労務管理に関する総合的な支援を行います。

- ◆社会保険労務士などの労務管理・企業経営の専門家が、個別相談援助や電話相談により、技術的な支援を提供します。
- ◆セミナー、出張相談会も随時開催します。



時間外労働等改善助成金のご案内

◆時間外労働の上限設定などに取り組む皆様を、

4つのコースで強力サポート！

時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限規制に対応するため、限度基準を超える時間数で36協定（特別条項）を締結している事業場が、一定の時間以下に上限設定を引き下げるなどを支援します。

お問い合わせは都道府県労働局まで

職場意識改善コース

年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減への取組み、所定労働時間を短縮して週40時間以下とする取組みを支援します。

お問い合わせは都道府県労働局まで

勤務間インターバル導入コース

休息時間が9時間以上となる「勤務間インターバル（※）」を新規導入、対象労働者の範囲の拡大、休息時間を延長する取組みを支援します。

※勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設けるもの

お問い合わせは都道府県労働局まで

テレワークコース

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを新規導入、または拡充して活用する取組みを支援します。

お問い合わせはテレワーク相談センターまで

人手不足・人材育成などに関する助成金

◆長時間労働の削減などにも効果的な人手不足・人材育成などに関する助成金もご活用いただけます。

詳しくは以下のURLのほか、都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

(URL) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kyufukin/

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」



◆Web上で設問に答えると、自社の労務管理・安全衛生管理の診断ができるほか、労働基準法の基本的な仕組みなどの情報を掲載しています。

(URL) <http://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



労働条件に関する総合情報サイト「確かめよう 労働条件」



◆労働基準関係法令の紹介・解説や、事案に応じた相談先の紹介など、労働条件に関する悩みの解消に役立ちます。

(URL) <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



「働き方・休み方改善ポータルサイト」



◆Web上で設問に答えると、自社の働き方・休み方の改善に向けたヒントが得られるほか、働き方・休み方改善に取り組む企業の事例などを掲載しています。

(URL) <http://work-holiday.mhlw.go.jp/>

スマートフォン
タブレットでも



雇用管理改善相談のご案内

職員の方の働きやすい職場環境づくりのお手伝いをするため、雇用管理に関する個別の相談援助や集団型の勉強会を実施しています。

～専門のコンサルタントが無料でご相談に応じます～

雇用管理コンサルタントによる専門相談 (無料相談&集団型勉強会)

介護労働者の労働条件を整え、働きやすい環境を作ることは、職員の働く意欲の向上や定着促進はもとより、介護サービスの質の向上にもつながります。事業所が抱える雇用管理上の問題や対応策について雇用管理コンサルタントがご相談に応じます。

《相談内容の例》

働き方改革

- ・働き方改革の推進で離職率の低下と採用難の解消を図る
- ・同一労働同一賃金への取り組み方

処遇改善加算

- ・職員の定着、採用のために特定処遇改善加算を申請したい
- ・賃金体系の見直しを同時に考える

ハラスメント 対策

- ・ハラスメントの定義と「怒り」の感情をコントロールする手法を考える
- ・リスクマネジメントの考え方と手法について

就業規則

- ・処遇改善加算申請要件を満たすための規則変更
- ・働き方改革を推進するための規則変更

事業所経営

- ・介護事業の数字の見方と利益につながるポイントを考える
- ・介護事業所がやるべき財務改善項目とは？

まずは！下記までご相談ください。（裏面にFAX申込書がございます）

（公財）介護労働安定センター岡山支部

〒700-0904

岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15階

TEL：086-221-4565 FAX：086-221-4572

FAX申込書『雇用管理改善相談』 (086-221-4572)

【委嘱コンサルタントのご紹介（順不同）】

《コンサルタント相談》

中原 俊（特定社会保険労務士・行政書士・産業カウンセラー）
笹井 茂樹（特定社会保険労務士）
田村 典子（特定社会保険労務士・産業カウンセラー・キャリアコンサルタント）
徳永 旭生（特定社会保険労務士・行政書士）
中前 貴子（特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント）
佐藤起世子（特定社会保険労務士）
出原 吉人（特定社会保険労務士）
内田 直孝（社会保険労務士）
清水 晃（税理士法人久遠 介護・医業経営支援部部長）
松田 真司（中小企業診断士）

申込日：令和 年 月 日

法人名：	事業所名：
所在地：〒	
TEL：――――	FAX：――――
担当者： (役職) (氏名)	
主な事業（○で囲んでください） <input checked="" type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 特養 <input type="checkbox"/> 老健 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 家政婦紹介所 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
相談内容（具体的にご記入ください）	
相談のご希望日	
第1希望	月 日（：～：）
第2希望	月 日（：～：）
第3希望	月 日（：～：）

※記載された内容については、個人情報に関する法律に基づき、当センターで適切に管理し、上記以外の目的で使用いたしません。

メンタルヘルス講習会のご案内

- 職員の働きやすい職場環境づくりのお手伝いをするため、メンタルヘルスの講習会を実施しています。

～専門のカウンセラーが**無料**で講習を行います～

ヘルスカウンセラーによるメンタルヘルス講習 (職場のメンタルヘルスケア)

介護労働者が心身ともに健康で働く環境を整えることは、職員の働く意欲の向上や定着促進はもとより、介護サービスの質の向上にもつながります。

介護労働者の心身両面にわたる健康管理を進めていくためにも、メンタルヘルス講習を取り入れてみてください。（1時間もしくは1.5時間）

職場のストレス対策は
できていますか？

- ・ストレス発生のメカニズム
- ・ストレスをためない生活習慣
- ・今すぐ出来るセルフケア

職員参加型の
メンタルヘル
ス講習を開催
します！

- ・座学とワークで楽
しく受講できます
- ・セルフケアとコ
ミュニケーションに
ついて学びます

職場のコミュニケーションはとれていますか？

- ・上司と部下、職員同士のコ
ミュニケーションをよくしたい
- ・チームワーク力を高める
には？

まずは！下記までご相談ください。（裏面にFAX申込書がございます）

(公財) 介護労働安定センター岡山支部

〒700-0904

岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15階

TEL: 086-221-4565 FAX: 086-221-4572

FAX申込書『メンタルヘルス講習会』 (086-221-4572)

【委嘱コンサルタントのご紹介（順不同）】

《健康確保相談》

平井 勝洋（産業カウンセラー・キャリアコンサルタント）

中谷 優子（産業カウンセラー）

申込日：令和 年 月 日

法人名：	事業所名：
所在地：〒	
TEL：	FAX：
担当者： (役職) (氏名)	
主な事業（○で囲んでください） <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 特養 <input type="checkbox"/> 老健 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 家政婦紹介所 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
相談内容（具体的にご記入ください）	
相談のご希望日 第1希望 月 日（時）～（時） 第2希望 月 日（時）～（時） 第3希望 月 日（時）～（時）	

※記載された内容については、個人情報に関する法律に基づき、当センターで適切に管理し、上記以外の目的で使用いたしません。

介護事業所等の事業主様、介護業務に従事されている皆様へ

専門家による！

無料相談のご案内

人材育成や助成金に関する お悩み・お困り事はございませんか？

当センターが委嘱する専門家である介護人材育成コンサルタントが
人材育成（能力開発・助成金）や各種ご相談を無料で実施致します。

※ご相談時間等には制約がございます。

●人材育成（能力開発）

【研修・計画など】

- ・職員の研修計画の立て方は？
- ・待遇改善加算とキャリアパス？
- ・キャリアパスの作り方は？
- ・リーダーの育成の方法は？
- ・新人研修の効果的な内容は？
- ・階層別研修ってどんな内容？

【人材育成の悩み】

- ・職員が研修を受けたがらない…
 - ・研修の効果が出ていない…
- など

●人材育成に関する助成金

- ・人材育成に使える助成金は？
- ・助成金の申請方法は？
- ・書類の作成方法がわからない…
- ・助成金を使ってみたい…

など

人材育成コンサルタントとは…

当センターの委嘱を受けた、人材育成に
詳しい専門家（社会保険労務士、キャリア
コンサルタント、人事・教育担当者）です。

まずは！下記までご相談ください。（裏面にFAX申込書がございます）

(公財) 介護労働安定センター岡山支部

〒700-0904

岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15階

TEL：086-221-4565 FAX：086-221-4572

FAX申込書『専門家による無料相談』 (086-221-4572)



【介護人材育成コンサルタントのご紹介（順不同）】 《研修コーディネート相談》

中前 貴子	(特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント)
侍留 慶子	(特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント)
田村 典子	(特定社会保険労務士・キャリアコンサルタント)
平井 勝洋	(キャリアコンサルタント・産業カウンセラー)
大森 かずめ	(キャリアコンサルタント・産業カウンセラー)
細川 弘志	(キャリアコンサルタント)

申込日：令和 年 月 日

法人(社)名：	事業所名：
所在地：〒	
TEL：――――	FAX：――――
担当者： (役職) (氏名)	
主な事業 (○で囲んでください) <input checked="" type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 特養 <input type="checkbox"/> 老健 <input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 居宅介護支援 <input type="checkbox"/> 家政婦紹介所 <input type="checkbox"/> その他 ()	
相談内容 (具体的にご記入ください)	
相談のご希望日時	
第1希望	令和 年 月 日 () (:) ~ (:) ()
第2希望	令和 年 月 日 () (:) ~ (:) ()
第3希望	令和 年 月 日 () (:) ~ (:) ()

※記載された内容については、個人情報に関する法律に基づき当センターで適切に管理し、上記以外の目的で使用いたしません。

【質問票】

年月日
岡山市事業者指導課 障害事業者係宛
Fax:086(221)3010

事業所名			
サービス種別			
所在地	岡山市 区		
Tel		Fax	
担当者名		職名	

【質問】

【回答】

https://www.city.okayama.jp/soshiki/16-3-1-0-0_2.html

事業者指導課 | 障害者・障害..×

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

Web スライス ギャラリー おすすめサイト

岡山市

ホーム くらしの情報 国光・イベント 事業者情報 市政情報

事業者指導課

各様の道筋 選択はこちら
お知らせ
新型コロナウイルスに関する
介護保険申請所 トップページ

事業者・施設向けの事務所 トップページ
新規登録
修正登録
修正登録:実地履得登録について
施設登録
各種登録について
その他

障害者・障害児の事業所 トップページ

下部をご覧ください。下部が長い場合は、現在コンテンツはありません。

事業者指導課のページにジャンプすると、この画面が出ます。
サイドバーにある該当のリンクをクリックしてください。

事務連絡
令和3年3月3日

岡山市内障害福祉サービス等運営事業者様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

事業者指導課来課時の注意事項について

平素から、本市の福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、障害福祉サービス等の各種申請・相談及びその他の用務で事業者指導課にお越しいただく際は、下記の注意事項をご確認の上、ご来課くださいますよう、よろしくお願ひします。

記

- ① 各種申請・ご相談の際、担当者と個別の相談・協議等が必要な場合は、指定申請時と同様、事前に担当者に連絡の上、来課日時を予約してください。
※実地指導等で担当者が不在の場合、お越しいただいても、担当者以外の職員では対応しかねることがあります。
- ② 申請書類等は、受付時にその場で全てを確認できません。
いったん申請書類等を受領した後、その内容を審査し、補正等をお願いする場合には、後日、担当者から連絡いたします。
- ③ K S B会館には、当課への来客用駐車場はありません。
車でお越しの場合は、必ず市役所本庁舎南にある岡山市営鹿田町駐車場（市役所総合案内等で割引処理することにより1時間無料）や近隣のコインパーキング等をご利用ください。
※当課にご用の方が、K S B会館構内や近隣の月極駐車場へ駐車した場合は、全て迷惑駐車扱いとなりますので、ご注意ください。

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18

K S B会館 4階

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

障害事業者係

Tel : 086-212-1015